

～中小企業者向け～

荒尾市原油等高騰対策がんばる支援金

申請期間 令和4年9月1日(木)～令和5年2月28日(火)

コロナ禍の中、原油価格・物価高騰等により、特に大きな影響を受けた道路運送事業者の燃料費を始め、売上げが減少した中小企業者に対して、市独自の支援金を交付します。

対象となる事業者及び支援内容

【法人】 荒尾市に法人登記を有するか、事業所もしくは営業所を有する法人

【個人】 荒尾市に住民票を置くか、事業所もしくは営業所を有する個人事業主

↓ 上記のうち

対象事業者	支援内容
<p>(1)道路運送事業を営む中小企業者</p> <p>【対象業種】</p> <ol style="list-style-type: none">1. 貨物自動車運送業(トラック運送等)2. 一般貸切旅客自動車運送事業(貸切バス等)3. 一般乗客旅客自動車運送事業(タクシー、介護タクシー等)4. 自動車運転代行 <p>(2)国の「事業復活支援金」又は熊本県の「熊本県事業復活おうえん給付金」を受給し、事業用車両を所有する中小企業者</p> <p>※(1)(2)については、事業用自動車(緑・黒ナンバー)と随伴用自動車(運転代行)を対象とします。</p>	<p>令和4年4月から9月までのうち任意の3か月間を対象に、事業用車両に要した燃料費の20%を補助します(上限額100万円)。</p> <p>また、1か月あたりの燃料費が25万円未満の事業者については、1か月あたり5万円を3か月補助します。</p>
<p>(3)国の「事業復活支援金」又は熊本県の「熊本県事業復活おうえん給付金」を受給し、事業用車両を所有しない中小企業者</p> <p>(4)令和4年4月～9月までの任意の月の売上げが基準期間※の同じ月と比べ30%以上減少した中小企業者</p> <p>※基準期間…平成31年4月～令和元年9月、令和2年4月～9月、令和3年4月～9月</p>	<p>【一律補助】</p> <p>個人事業主:5万円</p> <p>法人:10万円</p>

対象となる事業者の方は、申請をお忘れなく！



【お問合せ先】

荒尾市 産業振興課 ☎0968-63-1432

申請に必要な書類

次の書類を荒尾市産業振興課(商工・企業誘致推進室)まで郵送、メール又はご持参ください。

対象事業者が(1)(2)の事業者

1. 交付申請書兼請求書(事業用車両を有する事業者)(様式第1号)

※所有する車両ごとに必要な書類が違います。以下の表をご確認ください。

		貨物、貸切バス、 タクシー・介護タクシー	運転代行	左記以外の 業種
1	交付対象車両一覧(様式第2号)	○	○	○
2	運輸局からの自動車運送事業の許可書、更新許可書、 運輸支局への許可申請書等のいずれかの写し	○		○
	公安委員会からの運転代行業の認定書の写し		○	
3	対象車両全ての車検証の写し 又は 対象車両全ての写真(ナンバーが写っているもの)	○ どちらか一方		○ どちらか一方
	対象車両全ての車検証の写し 及び 対象車両全ての写真(車体に掲示する認定番号が写っ ているもの)		○ 両方とも	
4	購入した燃料に関する請求書、領収書 (燃料の内訳(購入日、購入場所等)が分かるもの) ※1月あたりの燃料費が25万円未満の場合省略可	○	○	○
5	「事業復活支援金」、または、「事業復活おうえん給付 金」を受給したことが分かる書類。 交付決定通知書や入金を確認できる通帳の写し			○

対象事業者が(3)の事業者

1. 交付申請書兼請求書(事業用車両を有しない事業者)(様式第3号)

2. 「事業復活支援金」又は「事業復活応援給付金」の受給を証明するもの

対象事業者が(4)の事業者

1. 交付申請書兼請求書(事業用車両を有しない事業者)(様式第3号)

2. 令和4年4月から9月までの間に対象月と比較して30%以上売上げが減少していることを証明するもの

申請方法等

所定の申請書兼請求書に、必要書類を添付して郵送、メール又は持参し提出してください。

申請書は、荒尾市ホームページからダウンロードができます。

※市役所産業振興課、総合案内、市民サービスセンター、荒尾商工会議所に申請書を設置しています。

※申請期限は令和5年2月28日(火)まで(郵送の場合は当日消印有効)

【郵送先】

〒864-8686 (住所不要) 荒尾市役所 産業振興課

「荒尾市原油等高騰対策がんばる支援金」事務局 宛て

【E-mail】 sangyo@city.arao.lg.jp